

宍粟市訓令第7号

宍粟市教育委員会訓令第1号

本 庁  
各 市 民 局  
出 張 所  
教育委員会事務局  
教 育 機 関

宍粟市学校規模適正化及び幼保一元化推進会議要綱の一部を改正する要綱をここに定める。

平成30年3月30日

宍 粟 市 長 福 元 晶 三

宍粟市教育委員会委員長 西 岡 章 寿

宍粟市学校規模適正化及び幼保一元化推進会議要綱の一部を改正する要綱

宍粟市学校規模適正化及び幼保一元化推進会議要綱（平成24年宍粟市訓令第8号・宍粟市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「、参事」を削る。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。